

令和3年度

定期監査結果報告書

(第2次分)

和泉市監査委員

頁数には表紙を含みます。

監査報告第10号
令和4年 1月17日

和 泉 市 長 辻 宏 康 様
和 泉 市 議 会 議 長 森 久 往 様
和泉市教育委員会教育長 小川 秀幸 様

和泉市監査委員 露口 六彦
和泉市監査委員 松本 利裕

令和3年度定期監査結果報告

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和3年度の定期監査（第2次分）を実施したので、その結果について同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

1. 監査の種類

地方自治法第199条第4項に基づく定期監査

- ・地方自治法第199条第1項に基づく財務監査
- ・地方自治法第199条第2項に基づく行政監査

2. 監査の対象

- (1) 対象機関：健康づくり推進室 病院経営管理担当
 保育園 4園

(国府第一、国府第二、鶴山台第一、くすのき)

- (2) 対象事務：令和3年4月1日から令和3年9月30日までの事務事業

3. 監査の着眼点

- (1) 病院経営管理担当

- ① 業務委託契約状況について
- ② 工事契約状況について
- ③ 備品購入状況について

- (2) 保育園

- ① 光熱水費支出状況について
- ② 備品購入状況について
- ③ 公金の取扱状況について
- ④ 準公金の取扱状況について
- ⑤ 防災・防犯訓練実施状況について
- ⑥ 各種日誌記載状況について

4. 監査の主な実施内容

令和3年4月1日から令和3年9月30日までの財務などに関する事務について、監査対象施設からあらかじめ提出された関係資料及び諸帳簿など（一部抽出）を照査するとともに、関係職員から業務の概要及び事務処理状況などについて説明を受け、質問するなどの方法により実施した。

監査基準第16条の規定に基づき、次の実施手続きを組み合わせ、合理的かつ効果的に行った。

- (1) 実査：事実の存否について、実地に現物検証、現場検証等によって直接検証する。

- (2) 確認：事実の存否について、当該事項に関係のない第三者の証明書等の証拠をもって確かめる。
- (3) 証憑突合：資産、負債、取引や事象が正しく記録されていることを、その根拠となる資料等で確かめる。
- (4) 計算突合：記録や文書の計算の正確性を自ら計算し確かめる。
- (5) 質問：事実の存否又は問題点について、監査等対象組織の職員などに質問して回答又は説明を求める。
- (6) 閲覧：紙媒体、電子媒体又はその他の媒体による組織内外の記録や文書を確かめる。

5. 監査等の実施場所及び日程

- (1) 実施時期：令和3年10月22日から令和3年11月15日まで
- (2) 実施場所：市役所会議室及び各保育園

6. 監査の結果

監査対象施設の財務などに関する事務の執行は、適正に行われているものと認められた。監査対象事務ごとの内容は次のとおりである。

(1) 病院経営管理担当

① 業務委託契約状況について

総合医療センター内部改修工事監理業務委託契約や診療報酬回収業務委託など合計6件の業務委託を随意契約で締結している。これらの事務について関係書類を調査した結果、和泉市随意契約ガイドラインに基づき適正に執行されていると認められた。

② 工事契約状況について

総合医療センター内部改修工事契約を制限付き一般競争入札で締結している。この事務について関係書類を調査した結果、適正に執行されていると認められた。

③ 備品購入状況について

心臓血管外科用医療機器を指名競争入札で購入している。この事務について関係書類を調査した結果、適正に執行されていると認められた。

(2) 保育園

① 光熱水費支出状況について

電気料金、水道料金及びガス料金について、平成29年度から令和3年度までの支出状況推移を調査した結果、適正に執行されていると認められた。

② 備品購入状況について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、フリーパーテーション等を購入していた。備品管理台帳を調査した結果、適正に管理されていると認められた。

③ 公金取扱状況について

保育所保護者負担金の口座振替不能分及び一時保育等保護者負担金や日本スポーツ振興センター災害共済負担金を保護者から徴収し、市へ納入している。給食費（主食、副食）については、令和3年4月から口座振替となったため、現金の取扱いが大幅に減少した。口座振替不能分及び職員給食実費徴収金は現金で徴収し、市へ納入している。

これらの事務について関係書類を調査した結果、適正かつ効率的に執行されていると認められた。

④ 準公金取扱状況について

協力費、写真代を保護者から徴収し、園児の学習経費等に充て、年度末に収支を会計報告書で報告している。

これらの事務について関係書類を調査した結果、適正かつ効率的に執行されていると認められた。

⑤ 防災・防犯訓練実施状況について

消火器・AEDを配置し、消防法第8条に従って災害避難訓練を行っている。全職員はAEDの使用方法についての講習を受けている。また、通用門にオートロック、モニター付インターホン、非常通報装置を設置し、不審者対処避難訓練を毎月実施している。非常通報装置点検時には警察と連携した訓練を実施している。防災・防犯訓練実施後は職員間で検証を行い、課題があれば職員会議で情報共有している。

これらのことから、防災・防犯対策は、適正に執行されていると認められた。

⑥ 各種日誌記載状況について

1日の主な行事、活動の目的、出欠人数、保健記録、個別に配慮すること等を記載する保育日誌などについて調査した結果、適正に記載されていると認められた。

監査対象保育園 園児数（令和3年10月1日現在）

（単位：人）

園名	定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
国府第一 保育園	150	5	15	19	18 (2)	26 (3)	29 (1)	112 (6)
国府第二 保育園	120	5	10	13	14 (1)	19 (2)	22 (2)	83 (5)
鶴山台第一 保育園	120		10	8	9 (2)	14	19	60 (2)
くすのき 保育園	120	5	10	14	14 (2)	14 (2)	18 (1)	75 (5)

※（ ）は障がい児で、外数。

監査対象保育園 職員数（令和3年10月1日現在）

（単位：人）

園名	園長	副園長	保育士	看護師	栄養士	調理員	用務員	合計
国府第一 保育園	1	1	15	1	1 (兼務)	1	1	21
国府第二 保育園	1	1	10	1	1	2	0	16
鶴山台第一 保育園	1	1	7	0	1	1	1	12
くすのき 保育園	1	2	12	1	1 (兼務)	2	1	20

※ 育休等長期休暇者は除く。

(3) 意見

① 病院経営管理担当

着眼点に関する項目のほか、報酬支出状況、公の施設の指定管理状況などを調査した結果、適正かつ効率的に執行されていると認められた。

総合医療センターは、令和3年3月に厚生労働省より地域がん診療連携拠点病院の指定を受け、令和4年4月に地域医療支援病院の指定を予定している。

今後も高度医療の充実、救急医療の拡大に努め、公立病院として市民が安心して医療を受けることのできる体制の拡充に向け、指定管理者と連携を図りながら、安定した病院事業の推進に努められたい。

② 保育園

従前より、現金取扱いリスクの軽減方策を検討依頼してきたが、令和3年4月から、現金のみで徴収していた給食費について、口座振替が開始され、現金取扱い事務が大幅に減少し、事務の軽減が図られた。今後も引き続き事務のあり方等を検討し、現金取扱いのリスク軽減に努められたい。

防災・防犯対策については、いろいろな事態を想定し、それぞれ月1回ずつの訓練を実施している。PDCAサイクルを活用し、迅速に対処できるよう訓練実施を心がけられたい。

ヒヤリハットの情報については、園長会等で情報共有し、各園の職員会議で注意喚起を行っている。今後は、より迅速な方法で情報共有できるよう検討されたい。

また、新型コロナウイルス感染症対策については、三密回避・手指衛生・マスクの着用・健康管理・換気・おもちゃの除菌などを徹底し、各園独自対策として、歯磨き方法の工夫等実施している。緊急事態宣言は解除されたが、引き続き、保育園間やこども未来室と情報共有し、こども達が安心・安全な保育園生活を送れるよう努められたい。